

議案第 2 0 号

長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、一般廃棄物処理手数料を改定すること等に関し、長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年長久手町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（一般廃棄物処理の計画） 第3条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを<u>公表</u>するものとする。 別表（第8条関係） 一般廃棄物処理手数料 【別記1 参照】 備考 1 <u>し尿の従量制</u>における手数料を算出する基礎となる数量は、36リットル未満のとき<u>又は</u>その総量に36リットル未満の端数があるときは、その総量を36リットルとする。 2 <u>し尿の定額制</u>における手数料は、<u>1か月</u>1回を原則とし、2回以上は、従量制料金とする。 3 <u>仮設便所（工事、催事等で一時的に設置され、それらの実施期間が終了すれば移動する便所をいう。）の便槽に係るし尿の収集及び運搬をする場合については、こ</u>	（一般廃棄物処理の計画） 第3条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを<u>告示</u>するものとする。 別表（第8条関係） 一般廃棄物処理手数料 【別記1 参照】 備考 ・<u>し尿の従量制</u>における手数料を算出する基礎となる数量は、36リットル未満のとき、<u>又</u>その総量に36リットル未満の端数があるときは、その総量を36リットルとする。 ・<u>し尿の定額制</u>における手数料は、<u>1箇月</u>1回を原則とし、2回以上は、従量制料金とする。

<u>の表の規定は適用しない。</u>	
---------------------	--

【別記1】

改正後

種類	取扱区分	手数料	
し尿	収集運搬及び処分	定額制	人頭割 1人につき月額 <u>270円</u> 世帯割 1世帯につき月額 <u>150円</u>
		従量制	36リットルにつき <u>290円</u>
		一般廃棄物（し尿を除く）の項以下（略）	

改正前

種類	取扱区分	手数料	
し尿	収集運搬及び処分	定額制	人頭割 1人につき月額 <u>250円</u> 世帯割 1世帯につき月額 <u>100円</u>
		従量制	36リットルにつき <u>230円</u>
		一般廃棄物（し尿を除く）の項以下（略）	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表に規定する手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、一般廃棄物処理手数料を改定すること等に関し、長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）し尿くみ取り事業の安定的な継続を図るため、一般廃棄物（し尿）処理手数料の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 一般廃棄物（し尿）処理手数料を次のように改めること。（別表関係）

種類	手数料		
		改正後	改正前
し尿	定額制	人頭割 1人につき月額 270円 世帯割 1世帯につき月額 150円	人頭割 1人につき月額 250円 世帯割 1世帯につき月額 100円
	従量制	36リットルにつき 290円	36リットルにつき 230円

(2) 備考に、仮設便所の便槽に係るし尿の収集及び運搬をする場合については、条例別表の規定を適用しない規定を追加すること。（別表関係）

(3) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

条例の改正により、次の影響があります。

(1) 定額制を適用する世帯については、一般廃棄物（し尿）処理手数料が、1人あたり月額20円、1世帯あたり月額50円増加します。

(2) 従量制を適用する便槽については、一般廃棄物（し尿）処理手数料が3

6 リットルあたり 6 0 円増加します。

- (3) 仮設便所については、収集運搬体制を委託から許可に変更することに伴い、この条例で定める一般廃棄物（し尿）処理手数料を徴収しないものとします。

4 附則について

- (1) この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行するものとします。
- (2) 附則第 2 項及び第 3 項に経過措置を規定するものとします。